

平成27年7月1日から、難病の方へ向けた 難病医療費助成制度の 対象疾病が拡大します

■ 平成27年7月1日から

難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）が**306疾病**に拡大されます。
（既存の110疾病に196疾病※が追加となります）

※ 対象となる疾病一覧は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
「難病対策」で検索可能です。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html

難病対策

検索

- 追加される疾病の患者さんで、症状が一定程度以上または高額な医療費※を支払っている場合は、医療費助成制度を利用できるようになります。

※ 対象となる疾病の月ごとの医療費総額が、33,330円を超える月が年間3回以上ある場合です。

- 医療費助成の申請がなされた場合、一定の要件を満たすことにより対象となる疾病の医療費の自己負担が軽減されることを説明してください。
- 医療費助成を希望する患者さんには、申請手続きの詳細について、お住まいの都道府県の担当窓口にお問い合わせするように説明してください。
- 疾病の概要、診断基準、診断書（臨床調査個人票）は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.html>



平成27年7月から難病医療費助成制度の対象となる新たな疾病一覧

医療費助成の申請手続きについては、お住まいの都道府県の担当窓口にお問い合わせください。

疾病名		
ア	アイカルディ症候群	
	アイザックス症候群	
	I g G 4 関連疾患	
	アッシャー症候群	
	アトピー性脊髄炎	
	アペール症候群	
	アラジール症候群	
	有馬症候群	
	α1-アンチトリプシン欠乏症	
	アルポート症候群	
	アレキサンダー病	
	アンジェルマン症候群	
	アントレー・ビクスラー症候群	
	イ	イソ吉草酸血症
1 p36欠失症候群		
一次性ネフローゼ症候群		
一次性膜性増殖性糸球体腎炎		
遺伝性ジストニア		
遺伝性周期性四肢麻痺		
遺伝性鉄芽球性貧血		
遺伝性膀胱炎		
ウ	ウィーバー症候群	
	ウィリアムズ症候群	
	ウィルソン病	
	ウエスト症候群	
	ウェルナー症候群	
	ウォルフラム症候群	
エ	エーラス・ダンロス症候群	
	A T R - X 症候群	
	エプスタイン症候群	
	エプスタイン病	
	エマヌエル症候群	
オ	黄斑ジストロフィー	
	大田原症候群	
	オクシピタル・ホーン症候群	
	オスラー病	
カ	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	
	家族性地中海熱	
	家族性良性慢性天疱瘡	
	カーニー複合	
	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	
	歌舞伎症候群	
	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
	肝型糖原病	
	間質性膀胱炎（ハンナ型）	
	環状20番染色体症候群	
	完全大血管転位症	
	眼皮膚白皮症	
	キ	偽性副甲状腺機能低下症

疾病名		
キ	ギャロウェイ・モワト症候群	
	急速進行性糸球体腎炎	
	強直性脊椎炎	
	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	
	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	
	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	
	筋型糖原病	
	筋ジストロフィー	
	ク	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
		クルーゾン症候群
グルコーストランスポーター1欠損症		
グルタル酸血症1型		
グルタル酸血症2型		
クロンカイト・カナダ症候群		
ケ	痙攣重積型（二相性）急性脳症	
	結節性硬化症	
	限局性皮質異形成	
	原発性高カイロミクロン血症	
コ	高 I g D 症候群	
	好酸球性副鼻腔炎	
	抗糸球体基底膜腎炎	
	高チロシン血症1型	
	高チロシン血症2型	
	高チロシン血症3型	
	後天性赤芽球癆	
	コケイン症候群	
	骨形成不全症	
	5 p欠失症候群	
サ	コフィン・シリス症候群	
	コフィン・ローリー症候群	
	鰓耳腎症候群	
シ	左心低形成症候群	
	三尖弁閉鎖症	
ス	色素性乾皮症	
	自己免疫性出血病XIII	
	シトステロール血症	
	紫斑病性腎炎	
	脂肪萎縮症	
	若年発症型両側性感音難聴	
	修正大血管転位症	
	進行性骨化性線維異形成症	
	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
	神経細胞移動異常症	
	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
	神経フェリチン症	
	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
スタージ・ウェーバー症候群		
スミス・マギニス症候群		

疾病名	
セ	脆弱X症候群
	脆弱X症候群関連疾患
	脊髓空洞症
	脊髓髄膜瘤
	先天性横隔膜ヘルニア
	先天性核上性球麻痺
	先天性魚鱗癬
	先天性腎性尿崩症
	先天性赤血球形成異常性貧血
	先天性大脳白質形成不全症
	先天性ミオパチー
	先天性無痛無汗症
	先天性葉酸吸収不全
	前頭側頭葉変性症
ソ	早期ミオクロニー脳症
	総動脈幹遺残症
	総排泄腔遺残
	総排泄腔外反症
タ	ソトス症候群
	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	タナトフォリック骨異形成症
	多脾症候群
	タンジール病
	単心室症
チ	弾性線維性仮性黄色腫
	胆道閉鎖症
	遅発性内リンパ水腫
中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
テ	低ホスファターゼ症
ト	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
	特発性後天性全身性無汗症
	ドラベ症候群
ナ	中條・西村症候群
	那須・ハコラ病
	軟骨無形成症
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
ニ	22q11.2欠失症候群
	乳幼児肝巨大血管腫
	尿素サイクル異常症
ヌ	ヌーナン症候群
ノ	脳髄黄色腫症
	脳表へモジゲリン沈着症
	嚢胞性線維症
ハ	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
	肺胞低換気症候群
ヒ	P C D H19関連症候群
	肥厚性皮膚骨膜炎
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群

疾病名	
ヒ	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
	ビッカースタッフ脳幹脳炎
	非特異性多発性小腸潰瘍症
	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
フ	ファイファー症候群
	ファロー四徴症
	ファンコニ貧血
	VATER症候群
	フェニルケトン尿症
	副甲状腺機能低下症
	複合カルボキシラーゼ欠損症
ヘ	副腎皮質刺激ホルモン不応症
	プラダー・ウィリ症候群
	プロピオン酸血症
	閉塞性細気管支炎
ホ	ペリー症候群
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
	片側巨脳症
マ	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	ポルフィリン症
ミ	マリネスコ・シェーグレン症候群
	マルファン症候群
ム	慢性再発性多発性骨髄炎
	ミオクロニー欠伸てんかん
メ	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	無脾症候群
モ	無βリポタンパク血症
	メーブルシロップ尿症
ヤ	メチルマロン酸血症
	メビウス症候群
	メンケス病
ユ	モワット・ウィルソン症候群
ヨ	ヤング・シンプソン症候群
ラ	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
リ	ヨ4p欠失症候群
	ラスムッセン脳炎
ル	ランドウ・クレフナー症候群
	リジン尿性蛋白不耐症
レ	両大血管右室起始症
	リンパ管腫症/ゴーハム病
ロ	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
	レーベル遺伝性視神経症
	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	レット症候群
ロ	レノックス・ガストー症候群
	ロスムンド・トムソン症候群
	肋骨異常を伴う先天性側弯症

1. 制度の概要

- 指定難病の医療費の自己負担割合が3割から2割※に引き下げられます。
※ 医療保険上で3割負担となっている患者さんの負担割合が2割となります。
1割負担の患者さんの負担割合は変わりません。
- 指定難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しないで、世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額（月額）が設定されます。
- 自己負担上限額は、受診した複数の医療機関などの自己負担をすべて合算した上で適用されます。

階層区分	区分の基準(市町村民税)	自己負担上限額(月額)		
		一般	高額難病治療継続者※1	人工呼吸器等装着者※2
生活保護世帯	—	0円	0円	0円
低所得Ⅰ	非課税(世帯)本人収入:~80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ	非課税(世帯)本人収入:80万円超	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	課税以上7.1万円未満	10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	7.1万円~25.1万円未満	20,000円	10,000円	
上位所得	25.1万円以上	30,000円	20,000円	

※1 月ごとの指定難病の医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合です。

※2 人工呼吸器などを装着している方の場合、所得に関係なく一律1,000円となります。

2. 難病医療費助成制度に関する申請について

- 申請の際には次の書類が必要となります。
 - ① 診断書（臨床調査個人票）
 - ② 申請書（指定難病医療費支給認定用）
 - ③ 公的医療保険の被保険者証のコピー
 - ④ 市町村民税の課税状況の確認書類
 - ⑤ 世帯全員の住民票の写しなお、都道府県の窓口から申請者（患者さん）に対して、①から⑤以外の書類の提出を求める場合があります。
- 申請方法
お住まいの都道府県の窓口に出すように、患者さんに説明してください。

3. 難病医療費制度の申請の流れ

